

北区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月29日

北区選挙管理委員会委員長 山内 美加

北区選挙管理委員会規程第2号

北区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

北区選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線表示部分（以下「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線表示部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正前		改正後																					
(職名)		(職名)																					
第16条 (略)		第16条 (略)																					
2・3 (略)		2・3 (略)																					
4 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。		4 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。																					
<table border="1"><thead><tr><th>職制上の段階</th><th>標準的な職</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 書記長が属する職制上の段階</td><td>部長</td></tr><tr><td>2 次長が属する職制上の段階</td><td>課長</td></tr><tr><td><u>3</u> <u>課長補佐が属する職制上の段階</u></td><td>課長補佐</td></tr><tr><td><u>4</u> 係長が属する職制上の段階</td><td>係長</td></tr></tbody></table>		職制上の段階	標準的な職	1 書記長が属する職制上の段階	部長	2 次長が属する職制上の段階	課長	<u>3</u> <u>課長補佐が属する職制上の段階</u>	課長補佐	<u>4</u> 係長が属する職制上の段階	係長	<table border="1"><thead><tr><th>職制上の段階</th><th>標準的な職</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 書記長が属する職制上の段階</td><td>部長</td></tr><tr><td>2 次長が属する職制上の段階</td><td>課長</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td></tr><tr><td><u>3</u> 係長が属する職制上の段階</td><td>係長</td></tr></tbody></table>		職制上の段階	標準的な職	1 書記長が属する職制上の段階	部長	2 次長が属する職制上の段階	課長	(削除)		<u>3</u> 係長が属する職制上の段階	係長
職制上の段階	標準的な職																						
1 書記長が属する職制上の段階	部長																						
2 次長が属する職制上の段階	課長																						
<u>3</u> <u>課長補佐が属する職制上の段階</u>	課長補佐																						
<u>4</u> 係長が属する職制上の段階	係長																						
職制上の段階	標準的な職																						
1 書記長が属する職制上の段階	部長																						
2 次長が属する職制上の段階	課長																						
(削除)																							
<u>3</u> 係長が属する職制上の段階	係長																						

<u>5</u>	主任が属する職制上の段階	主任	<u>4</u>	主任が属する職制上の段階	主任
<u>6</u>	1の項から <u>5</u> の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員	<u>5</u>	1の項から <u>4</u> の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員
(書記長の専決事項) 第22条(略)			(書記長の専決事項) 第22条(略)		
2(略)			2(略)		
(1)～(9)(略)			(1)～(9)(略)		
(10) <u>情報公開審査会</u> に対する諮問に関すること。			(10) <u>情報公開・個人情報保護審査会</u> に対する諮問に関すること。		
(11) <u>京都市個人情報保護条例</u> による個人情報の開示、訂正及び <u>削除</u> (次号において「個人情報の開示等」という。)の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。			(11) <u>個人情報の保護に関する法律</u> による個人情報の開示、訂正及び <u>利用停止</u> (次号において「個人情報の開示等」という。)の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。		
(12)(略)			(12)(略)		
<u>(13) 個人情報保護審査会に対する諮問に関すること。</u>					
<u>(14)</u> (略)			<u>(13)</u> (略)		
3(略)			3(略)		

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(北区選挙管理委員会事務局)